

■ 第2回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：令和2年7月30日（木）午後1時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館9階

新潟地方気象台会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条6項の規定により本専門部会は成立しております。

議事進行は部会長にお願いいたします。

（部会長）

よろしくお願いいたします。本日の会議は、新潟県最低賃金専門部会運営規則第5条第1項の規定に基づき非公開といたします。

審議に入りますが、資料の提出があるようですので、最初に事務局より資料の説明をお願いいたします。

（室 長）

説明をする前に、資料について確認します。資料No.1から6に関しては、事務局で用意したのになります。使用者から事前に出してきていただいたものは7から9で、先ほど机の上に配付された資料があるかと思いますが、それが本日、労働者側から提出された資料になっております。労働者側が新潟地方最低賃金改定に関する資料、プラス使用者側も中小企業の団体中央会から1部ということで、使用者側については事前に出していた資料プラス1の四つと、あとは労働者側から一つという形になります。

資料No.1の「最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表」については、実際の担当から説明させていただきます。

（事務局）

賃金指導官の赤塚と申します。説明の前に、もう一部、第2回本審で配付した令和2年度基礎調査結果の差し替えについて説明いたします。前回の本審でお配りした際に、機械上のトラブルで何部か抜け落ちていたものがございまして、それならばということで、もう一回作り直しました。トータルしたデータは合っているのですが、一部、宿泊業といった細かいところで抜け落ちているところがありましたので入れさせていただきましたので、

よろしく申し上げます。

資料No.1について説明いたします。令和2年度の「最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表」についてでございます。先日の第2回本審で付けさせていただきました令和2年度基礎調査結果データに基づき影響率を求めた表となっています。

先日、未満率について少しお話しさせていただきましたけれども、未満率というのは最低賃金を下回っている労働者の割合のことなのですけれども、お話しさせていただきましたが、本日は影響率について説明させていただきます。

この表は、最低賃金を引き上げた場合、その額に満たない労働者数と、その影響を受ける割合の推計値となります。例年、ランクごとの金額が示されるわけですが、今年は「目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論」とのことから、仮に10円の引き上げを行った場合、この表の引き上げ額10円の欄を左から右にご覧いただきます。項番の10のところです。これを左から右に見ていただくということです。

引き上げ率は、新潟県の最低賃金、現行830円に対して1.20パーセントとなりまして、相当引き上げ後が840円になります。840円未満の労働者、つまり839円までの労働者の累計は2万3,201名となり、影響率は8.68パーセントとなります。最低賃金の改定により新潟県の労働者の8.68パーセントに影響が出ることとなります。

この影響率を見える化したものが3枚目のグラフになりますが、新潟県の時間あたりの賃金額に対しての労働者の累積分布となります。これで言うと当然のことながら830円のところが最も多く、6.8パーセント程度です。840円までの累計労働者は、10.4パーセントとなりまして、この前の表の最低賃金基礎調査結果表を見ていただくと具体的な数字が書かれています。以上、資料1の説明になります。

(室長)

資料No.2以降については、後ほどご覧いただければと思います。資料No.6については、中賃の目安が出たあとの新聞報道記事になっています。私からの説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご質問はありますか。いかがでしょうか。特にないようですので、労働者側、使用者側から提出された資料は、ご意見を伺うところの中で、それぞれの資料を使って説明していただければと思います。

第1回の専門部会におきまして、労使双方から最低賃金改正に係るご意見、考え方をお聞きしております。

また、賃金に関する基礎調査結果も示されました。中賃の目安も出たところで、第1回専門部会で確認させていただいたとおり、本日は冒頭で労使双方から、目安をもとにお考えになっている金額と、その内容について、ご意見を述べていただきたいと思います。

はじめに、労働者側委員からお願いできますか。

(桑原委員)

よろしく申し上げます。本日は、大きく3点述べてから考えている引き上げ額を提示させていただきたいと思います。分担して説明したいと思います。

(田辺委員)

よろしく申し上げます。まず、私から一つ目に申し述べたいのは、第1回専門部会で申し上げたとおり、やはり最低賃金はセーフティネットとして大きな役割があるということです。新潟県で安心して働き、暮らせる水準でなければいけないという点でございます。

私たちは短時間で働く労働者が暮らしていける賃金水準を求めていかなければならない。1日8時間、1週40時間という法定労働時間で働く人が生活できる水準への引き上げを求めています。

第1回専門部会でも数字を挙げて、生活するための賃金水準について不足であることの話をしてもらいましたが、今日お配りしました令和2年度新潟県最低賃金改定に関する資料ということで、労働者代表委員から提出させていただいた資料の2ページにもその数字が載せてございます。この資料の2ページをご覧くださいまして、2、現状の認識(2)月額換算での比較のところ、新潟県の現在の最低賃金830円を法定どおりフルタイムで働きますと、月額13万9,440円となります。ここから税金や社会保険料を納めて、憲法第25条にある健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるでしょうか。

第1回専門部会で述べた考え方と重なる部分はありますけれども、働く年間でも160万円にしかありません。ワーキングプアと言われる年収200万円を大きく下回る金額であるということが現状です。

現在、金額上では生活保護との逆転現象は起きておらず、整合性が取れているとされています。それは第1回専門部会で話したように、最低賃金で働く人が健康で一切病院に行くこともなく、身の回りになんのトラブルもなく生活できる場合に限られております。例えば、ほとんどの生活保護受給者は医療費の全額が医療扶助から負担されております。本人の支払いはありません。介護補助などの本人負担もありません。連合が独自に算出しているリビングウェイジ、これは2017年の調査でありますけれども、新潟県で労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準は、月額15万5,000円、時間給に換算しますと950円となります。お配りした資料の5ページに記載してあります。

暮らすために最低限必要な金額と、最低賃金との差を見ていただきたいと思います。これらの生活に必要な賃金は、コロナ禍であろうがなかろうが変わりありません。今、賃金の低廉な労働者が最もコロナの影響を受けている。最賃法1条の目的に立ち返らなければならないと考えております。

(大場委員)

2 ページを私から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

私からは雇用間格差と地域間格差の是正という点について話させていただきたいと思ひます。最低賃金法はいわゆるパートタイムだけに適用するものではありませんけれども、やはり時間給で働く者にとっては、最低賃金が大きな意味を持つことは認識されていると思ひます。働き方改革関連法の施行により、2020 年、今年の 4 月 1 日から大企業では同一の業務においては正社員と非正規社員の間には不合理な待遇差を設けることは禁止となりました。中小企業では来年、2021 年 4 月 1 日から待遇差は禁止となります。

お配りした資料の 2 ページ(4)に、高卒初任給を時間給換算したものを載せてあります。はじめて働く習熟度ゼロの労働者である高卒の初任給との均衡を図ることが同一労働、同一賃金の一つの物差しとなると思ひます。どんなに仕事に慣れて熟達しても、雇用形態が違うというだけで賃金に差があることはパート・有期法の趣旨にも反すると思ひます。

地域間格差については、今年度の目安小委員会の公益見解で、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、見解を十分に参酌し、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める声も勘案しつつ適切な審議が行われることを希望すると、地域間格差の縮小を求めることが重要視されております。

新潟県の最低賃金の低さを改めて述べるものでもないと思っておりますけれども、お配りした資料の 2 ページに、全国との比較を載せてあります。現在、新潟県の最低賃金は全国平均より 71 円低く、年間では 14 万 3,136 円の差になります。同じ C ランクでも 2019 年では C ランクの一番高い北海道と 31 円の差があり、C ランクの平均 838 円と比べても 8 円低く、新潟がいかに低いのかお分かりいただけたらと思ひます。

先ほどの紹介にもありました連合リビングウェイジ 2017 年のデータでありますけれども、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準は、新潟と富山は 950 円で同じ金額が必要となっております。しかし、最低賃金は 18 円もの差があります。長野県のリビングウェイジは 930 円と新潟よりも低い額ではありますけれども、最低賃金は新潟よりも長野のほうが 18 円高いという現状になっております。新潟県の賃金水準がいかに低いかがここでもお分かりになるかと思ひます。

第 1 回の専門部会での繰り返しになりますけれども、コロナ禍を乗り越えて経済が上向きになってきたとき、今と同じように近隣地域と賃金差があつてはますます新潟から人が出ていくことにもなりかねません。最低賃金引き上げと格差是正は急務であると思ひます。同じ課題を抱えている近隣各県においても今、審議されているわけですが、それに新潟が取り残されるということがあつてはならないと思ひます。

(桑原委員)

私からは支払い能力という部分に触れさせていただきます。第1回答申資料のナンバー3に、連合や経団連の賃上げ数字があったかと思えます。また、本日お配りした資料の3ページと6ページに、今年の春の連合新潟の集計の賃上げ状況がありますので、後ほどでも今でも構いませんが見ていただきたいと思えます。たしかに賃上げの上がり幅は昨年度に比べると少なくなってきたはいるのですが、賃上げ率の平均が1.9パーセントと、賃上げの流れはまだ継続しております。特に連合新潟内では99人以下の労働組合である会社では、やはり賃金水準を意識した労使の取組みが進んでいると言えるかと思えます。

また、第1回本審資料のナンバー8に、新潟県毎月勤労統計調査の令和2年4月分がございました。こちらのほうも今、全部開いていると大変なので、あとから見ていただきたいのですが、今月の主な動きのところに、現金給与総額が1.4パーセント増加で4か月連続の増加とあります。また、毎勤のほうの4から6ページ、10から12ページに給与と金額の指数が載っているのですが、その第1表から第4表の指数を見ると、調査産業計すべて指数が増加しております。

また、採用賃金につきましても、コロナ禍であっても実態は上がっております。今日お配りした資料の8ページに、新潟労働局から出されている求人募集賃金、求職者希望賃金情報の一番最新のもの、令和2年5月のものを載せてあります。その前のページに新型コロナウイルス感染症拡大前、影響がある前の1月のものを載せてありますし、9ページには1年前の同月のものを載せてあります。

いずれにしても、求人募集の下限、低いほうを見ていただきたいのですが、軒並み上がっております。賃金の実態として言えば、上がっているということはここからも見て取れるかと思えます。また、新潟県の有効求人倍率が第1回の本審資料のナンバー5にあったのですが、本日、抜き出したものを10ページに付けてございます。たしかに先回もお話があったように、有効求人倍率はここずっと下がってきております。ただ、下がってきてはいるのですが、まだ1倍を超えていること、それから求職者数、求人数なども含めて、リーマンショック後の平成21年度と比べて、現時点の雇用情勢がリーマンショック後と同様だとは言い難い状況だと思っております。

引き上げに対する主張は以上となるのですが、加えて、やはりコロナ禍が雇用生活経済へ大きな影響をもたらしている中、このデータだけをもって、ここ数年と同レベルの最低賃金の引き上げができることは、正直なところ到底考えておりません。でも、だからといって本年度の最低賃金の引き上げができないと言えるものでもないと思えます。政府及び各自治体においては、さまざまな財政措置が展開されていますし、今後、足腰の強い地域経済、日本経済にしていくためには、やはり内需が大きな原動力であり、中賃の目安に関する小委員会の「公益の見解を取りまとめるにあたって」にもありましたように、賃上げに前向きに

取り組むことを通じ、経済の好循環を継続・拡大していくことを図らなければならないと思っています。ただし、中小企業の生産を高めるための支援、それから補助金の活用などは、今まで以上に国にも取り組んでいただかなければならないし、また大企業等の下請けの取引条件の改善も必要となります。最低賃金の引き上げというのは、強制法規であるものですので、やはり賃金を強制的に引き上げられた分は取引価格にしっかり転嫁するなど、やはり企業間の取引の中で正しく行っていくということも一つの雇用を守る方法と考えております。

これらを踏まえて、労働者代表の考える今年度の新潟県の最低賃金の引き上げ額なのですが、10円引き上げて840円とすることが適当と考えております。この引き上げの10円の根拠として、いくつかお話しさせていただきます。

まず、連合新潟春季生活闘争の最終結果を先ほど引き上げ率1.9パーセントと言いましたけれども、今日の資料の9ページにもあるのですけれども、妥結回答率がいちばん低いところで、交通運輸産業の平均の妥結率が1.26パーセントでありました。830円の1.26パーセントが約10円であるということがいちばんの理由です。

次に、目安が示されなかった2009年、11年前のときは生活保護との逆転現象を解消する必要があったという部分で、全国一律ではなかったにせよ、そのときの全国加重平均の引き上げ額は10円でした。そして現在のCランクの平均が838円で、その平均水準に達するには今、8円足りないのですけれども、8円上げただけでは追いつくことはできませんので、少しプラスしたということ。それから本日お配りした資料にも載っておりますけれども、ナンバー1です。840円に対する影響率が8.8パーセントと一桁であるということです。

私たち労働者委員としましては、昨年の最低賃金引き上げ額の提示の際にも根拠とした、早期に1,000円を目指すという考え方は変わっておりません。その早期というものを2025年までと考え、2025年に1,000円に到達するという趣旨から計算しますと、今年引き上げるのは28円ということを考えておりました。しかし、今年につきましては、やはり経済状況、中賃の目安小委員会の公益見解を鑑みるとともに、やはり中小企業の多い新潟の経営者にも配慮して、最低限の引き上げラインとして10円を提示したものです。

先ほどお話しした支払い能力の部分は、この提示額10円に対してのもの、最低のラインを考えたものとしてお酌み取りいただければと思います。

そして、中賃で目安が示されなかった2009年なのですけれども、この年、0円だったのは岐阜県と新潟県のみでした。資料2を見ていただきたいのですけれども、歴年の金額が書いてある部分です。このとき2009年、新潟と岐阜が0円だったときに、やはり全国との差が、ここで大きく新潟は差が開きました。そこから全体で格差は広がっているのですけれども、なかなかほかのCランクとの差も縮まらないまま、いまだ少しずつ詰めつつはあります

けれども、そのままの状態です。そして、このときのCランクの最高額の696円は、実は引き上げ額が0円だった岐阜県です。岐阜県は、その前の年のBランクからCランクに変わったということがあって、非常に水準が高かったです。引き上げ額なしにもかかわらず、Cランクの一番高いのは696円の岐阜県で、2番目に高かった福岡県とは16円の差があったような状況です。ですので、実質、この年、目安を示されなかった年、新潟だけが全国から取り残されたということがあります。今年も、そのようなことが絶対あってはいけないと思います。この点もしっかり考えていかなければならないと思います。

最後になりますけれども、やはり今回のこのコロナ禍というのは、誰もが経験したことがないこと、未経験のことです。やはりその中で、私たち公労使の代表の最低賃金に対する態度、それから示す金額というものは、この厳しい状況の中で不安を抱えながら働く労働者に対して、やはりメッセージとなると思います。そのことをしっかり意識しなければいけないと考えております。

長くなりましたが、以上が労働者側代表の主張となりますので、よろしく願いいたします。

(部会長)

了承いたしました。10円の引き上げが必要ということですね。

次に、使用者側委員からお願いいたします。

(佐藤委員)

お話しさせていただきます。最低賃金の審議の前提となる日本経済、県経済の状況につきましては、先回申し述べたとおりではございますけれども、若干付け加えさせていただきたいと思います。まず、日本経済の状況ですが、本日お配りしている資料ナンバー2の7月22日の内閣府月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られるとされておりますが、持ち直しの動きとなっておりますのは、緊急事態宣言解除後に、少し動きが出てきた個人消費が前月比で若干よくなったことを受けての表現であり、前年比では当然マイナスでございますし、コロナ前より状況が悪いことは他の指標と同様であり、企業収益、あるいは雇用情勢などは依然として厳しい状況にあるとされております。

また、中小企業の状況でございますが、日本政策金融公庫の7月21日、これが使用者提供の資料ナンバー9にもありますけれども、2020年6月の売り上げDIは5月マイナス70.5に比べ、マイナス幅が6.2ポイント縮小し、マイナス64.3となったと。1993年の調査開始以来、2020年4月、5月に次ぐ低い水準であった。つまり4月、5月、6月と最低水準を記録しているとしておりまして、若干、縮小しているとはいえ、リーマンショック後よりも悪い状態が3か月ですけれども延々と続いているということが窺えます。

また、2020年上半期の景況感D Iにつきましては、2019年下半期マイナス27.5から、マイナス幅が50.1ポイント拡大しておりまして、マイナス77.6と、非常に恐るべき数字になっているところがございます。第2波、第3波の到来が懸念される中、経済の先行きは極めて不透明な状況であるということに現状、変わらないということが言えると思います。

このような中、県内経済の状況について見てみたいと思います。7月10日付けの新潟県の経済動向は、先回の専門部会の資料ナンバー9によりますと、県内経済は新型コロナウイルス感染拡大による国内経済の停滞が与える影響などから厳しい状況にあるものの、下げ止まりの動きが見られるとされておりまして、厳しい状況のまま、ようやく底を見つつあるという状況だと思います。項目別に見ましても、個人消費、物価は下げ止まり、住宅投資は横ばい、公共投資、設備投資、生産、雇用は弱い動き、企業は厳しさが増しているという状況で、県内においては先ほどもあった表現、持ち直しという表現はまったくなく、県内におきましては、ほぼ壊滅状態の様相となっております。

次に、具体的な金額を提示するにあたりまして、これまで最低賃金法に定められた法の三要素について、使用者側としての考え方を説明してまいりましたけれども、本日もそのように説明はいたしますが、非常事態であることに鑑み、昨年とは若干違った形での表現もあろうかと思えます。

まず、労働者の生計費についてでございますが、今ほどご覧いただきました新潟県の経済動向7月10日公表のものによれば、消費者物価指数にありますとおり、生鮮食品を除く消費者物価指数は101.1、また総合指数も101.1で、いずれも前年同月比0.5パーセント下落、3か月連続で前年を下回ったとされておりまして、落ち着いた状態が続いております。つまり、コロナ禍が本格的となった4月から物価は低下傾向にあるという状態が続いており、労働者の生計費につきましても低下傾向にあるといえます。

次に、賃金の状況です。これにつきましては、令和2年度賃金改定状況調査結果の第1表をご覧いただければと思います。これによりますと、Cランクにおいては賃金改定を実施しない事業所が42.1パーセント、いわゆる引き上げをしないところが昨年と比較しましても10パーセントほど上昇していること、中でもコロナ禍の影響を直接受けてきている宿泊業、飲食サービス業につきましては、半数以上が賃金改定を実施しないという形になっております。

また、全国調査になりますが、これも見てきたとおり新潟県も基調は変わらないと考えておりますので、ご紹介いたしますが、使用者提供の資料ナンバー8でございます。東京商工リサーチが6月29日から7月8日に実施したアンケートを集計し、7月20日に発表した2020年度賃上げ調査でございますが、賃上げ実施をした企業（予定を含む）は57.5パーセントで、前年度を23.4ポイント下回り、2016年度以降、最大の下げ幅となったと。ここ数

年、官製春闘の定着で賃上げ実施率は80パーセントを超えていたが、新型コロナによる経済活動の停滞で大幅に落ち込んだ。実施率が80パーセントを割り込むのは2016年度以降で初めてということですが、さらに3月27日から4月5日に実施した中間集計では「実施する」が72.1パーセント、「実施しない」が27.9パーセントでしたが、わずか3か月で「実施する」が14.6ポイント下落したというふうにしておりまして、いわゆる賃上げできていない状況が加速してきている。いわゆる緊急事態である直近現下の状況をあらわしているものと考えております。

次に、支払い能力になります。第160回中小企業景況調査でございます。これは中賃の資料にもあったものだと思います。使用者提供の資料ナンバー7になります。中賃はガイドしなかったのが全部印刷してもらったのですけれども、これにつきましても全国調査ですが、これによりますと採算（経常利益）DIはマイナス64.1と前期差31.2ポイントマイナスで、4期連続のマイナス。ここにきて急激に悪化しております。また、資金繰りDIもマイナス48.3で、前期差31.7ポイントのダウンです。こちらは5期連続のマイナスです。これは資金調達が滞ってきていることを意味しまして、事業の継続、雇用の維持に黄色信号がともっている状況にあると言えます。県内の状況としては、新潟県の経済動向、先ほどご覧いただきましたものですが、5月の中小企業の景況感にはマイナス65.0パーセントポイントであり、緊急事態宣言解除などにより、わずかに戻したものの冬の少雪に続きまして、コロナによる打撃から立ち直る状況とはほど遠く、依然として大幅なマイナスにある状況にあると思えます。

ここで県内中小企業の詳細につきまして、名古屋委員からご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

（名古屋委員）

私から県内の中小企業の状況について少し説明させていただきます。お配りした資料、新潟県中小企業団体中央会の資料ですが1枚目をご覧ください。令和元年6月から令和2年6月までの県内の業界の景気動向です。中小企業団体中央会が県内の60の組合、企業数で約3,000社となりますが、そこにそれぞれ情報連絡員を置きまして、その連絡員が組合に加入している事業所を毎月回って景況について聞き取り等を行っているものです。調査対象は金融機関の調査と比べて規模が小さい企業の割合が多いかと思えます。表はご覧のとおり、この1年間、景況感に明るさがまったくなく、全項目のDI値がすべてマイナスとなっております。令和元年の10月に数値が大きく下振れていますが、これは消費税の税率の引き上げの影響によるものです。さらに、その後12月には暖冬少雪の影響で悪化して、その後に発生した新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、以降の県内企業の景況感をご覧のとおり、これまでにないほど悪化しています。とりわけ外出や他県への移動、イベン

ト等の自粛、緊急事態宣言の発令などが実施された3月、4月、5月の景況感が大きく悪化しております。直近の6月では業界の景況はマイナス60ポイント、売上高はマイナス60ポイント、収益状況はマイナス50ポイント、資金繰りはマイナス41.7ポイントと、6月に比べると若干マイナス値が縮小しましたが、これは新規感染者数が減少し始めて、外出や移動等の自粛も緩和されたことや国や県による各種の対策の効果によるものと思われま

す。しかしながら、調査結果はまだ出ておりませんが、7月になって期待していた国の観光キャンペーンが実施される矢先に再び首都圏を中心に新規感染者数が大変な勢いで増加し、それが地方にも波及してきており、再び自粛の動きが強まりつつあります。県内の夏まつりもほぼすべて中止となっており、ホテル、旅館をはじめ、観光関連産業の業績の回復の遅れ、それから観光による経済効果が期待されないことなどから、さらなる景気の下振れが心配されています。今、感染第2波が到来したとも言われており、感染の長期化が心配される中、いつ景気が感染前の状況に回復するか、まったく見通せない状況にあると言えます。

資料の2枚目をご覧ください。これは業種、組合ごとに、それぞれ業況をコメントとしてまとめたものです。4ページにわたって細かく記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思いますが、総じて業種により影響の度合いは違いますが、新型コロナによりほとんどの業種で売り上げや生産、出荷の減少などの影響を受けております。特に飲食や旅館、ホテルでは、3月、4月、5月の調査では売り上げが対前年比で8割、9割減少しているという報告がありました。6月に入って、他県への移動の自粛の緩和や県の宿泊割引の実施などによりまして、多少、客が戻ってきましたが、いまだに売り上げが前年と比べて半減しております。それ以外の業種でも、感染前の水準に戻っているところは少ない状況です。

以上により、県内の中小企業が新型コロナウイルスの影響により、大変厳しい状況にあります。中小企業の経営者は事業の継続と従業員の雇用を守るため、大変な努力を続けています。国や県の対策も活用して、この状況を乗り越えようとなんとか耐えている状況です。倒産企業が相次いで発生している状況ではありませんが、中小企業が国の資金繰り対策の低利、無利子融資を利用しているわけですが、これは当面の資金繰りには対応できるとしても、債務としていずれ返済しなければならず、将来の大きな負担になってきています。

それから、従業員やお客をコロナウイルスから守るための店舗や事業所での感染防止対策にも多くの設備費用が必要となっています。加えて三密回避のための集客数や席数の減などによって経営コストを押し上げられ、売り上げの減少とともに大幅な収益率の低下が生じています。

三密回避の新しい生活様式を踏まえた新業態に移行しようとする企業は、これから増えていくと思いますが、そのための設備関連の経費負担、それから収益が安定するまで一定の期間が必要ということで厳しい状況は続きます。以前から新潟県では中小企業の事業承継

が進まないことが問題になっていますが、このままの状況が続けば事業を続けていくことを諦めて、自分の代で廃業しようかという経営者が相当出てくることが心配されています。このような状況下、今は県内企業の事業の継続と従業員の雇用を守ることを最優先とすべきであり、このような中で最低賃金の引き上げが行われたとすれば、ホテル、旅館、飲食店など、売り上げが大きく落ち込んでいる、経営が危機的状況にある企業をはじめ、経営力の弱い中小企業の事業の継続と雇用の維持に重大な支障を及ぼす恐れがあります。

先ほどの労働者側の委員のご説明にもありましたけれども、申し上げるまでもなく最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するため、法的強制力をもって使用者に支払うべき賃金の最低限の額を定めるものであり、守らない場合は使用者に罰則が科せられます。使用者に最低賃金の額を超えた支払いを制限するものでももちろんありません。法的強制力がある点では、労使の話し合いで決まる通常の賃金とは性格がまったく違います。賃金の上昇による経済の成長や地域間での賃金水準の格差の是正、地域の労働力の確保ももちろん重要ですが、それは主に通常の労使の話し合いによって決定される賃金や、あるいは人事院勧告、あるいは人事委員会勧告をもとに決定される公務員給与の上昇などにより、実現されるものであって、最低賃金の決定要素にそれを求めることは通常の賃金の性格がまったく違う最低賃金の制度の本来の趣旨から外れた議論になるのではないかなと思っております。

委員の皆様には、コロナ禍で県内の中小企業がこれまでにない厳しい状況の中で事業の継続と従業員の雇用を守るため、大変な努力をしていることを十分ご理解いただき、審議を進めていただきたいと思います。

(佐藤委員)

ありがとうございました。これらのことから、中小企業の支払い能力は前年に比べて著しく低下しておりまして、また、雇用調整助成金や持続化給付金でなんとか持ちこたえているという現状を見れば、すでに限界を超えているということは明白です。

以上、三要素について使用者側の見解を申し述べてまいりましたが、安倍総理は新型コロナウイルス感染症による雇用経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であるという考え方を示しました。そして多くの中小企業、小規模事業者が雇用調整助成金等を活用するなどして、雇用の維持に精一杯取り組んでおります。ここで法的強制力のある最低賃金を引き上げることは、このように助成金や給付金を受けながら、事業の継続と雇用の維持に力を尽くしている事業者の心を折ることになるのではないかという懸念を強く持っております。まさに緊急事態、非常事態であり、第2波、第3波の到来が懸念され、経済の先行きが極めて不透明な状況の中、事業者が引き続き事業の継続と雇用の維持に全力に取り組むためにも、最低賃金は据え置くべきであるというこ

とを主張いたします。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの労働者側、使用者側それぞれの意見に対して、ご質問等ありますでしょうか。特になければ、ここで一旦休憩とし、それぞれの側と個別協議したいと思います。よろしいでしょうか。事務局で、控え室のご案内をしてくださるようお願いいたします。

(事務局)

公益委員につきましてはこの会議室、労働者側委員は3階情報公開相談室、使用者側委員は3階第3小会議室のご案内いたします。

(休 憩)

(部会長)

再開いたします。双方からお話を伺いましたが、本日は金額の一致に至りませんでした。労働者側は10円の引き上げ、使用者側は据え置きということでございました。

本日の審議結果を踏まえて労使双方検討のうえ、次回、専門部会で再検討をお願いいたします。それぞれ歩み寄っていただければと思っております。

委員の皆様、その他何かございますでしょうか。

(永井委員)

月曜日やるのかどうか。

(部会長)

それは私のほうで確認しましょうか。予備日が8月3日に日程を取ってございますが、8月3日に本日の続きとして、さらに話し合いを希望されるという。

(事務局)

事務局から。当初は8月4日ということで示しておりましたが、本日の状況によって、8月3日という、変則的な予備日なのですけれども、3日の午前中の9時からということで予備日を設けさせていただきました。

(部会長)

8月3日の予備日なのですが、状況として、ほかの県の状況がなかなか情報として多分、入ってこないのではないかなと思われるのですが、それでも8月3日の午前中のこの予備日に開催するかどうか、ご希望がございますか。双方、どうでしょうか。

(桑原委員)

1点確認をさせていただきたいのですが、今、公使労で、それぞれお話をさせていただ

たのですけれども、その結果といいますか、話の中身というものは、今ここではまったくなく、次の審議会に行くという形ですか。先ほど歩み寄りのご検討をというお話を部会長からされたかと思うのですけれども、それは双方がそういう意思を持っているというふうに捉えてよろしいのか、それとも、そういうものはまったくないまま、どういう状況か分からないまま次を迎えるということなのかということが、少し分からなかったのですけれども。

(部会長)

歩み寄りを双方にお願いしたいということで、こちらからは、そういうふうなお願いですが、それで次回の話し合いをさらにできる日程を予備日を使って、さらに続けて話をするか、そこまでの希望はないのか。

(永井委員)

やらないとなったら、もう4日の日にガーッと、なんとしてでも最後、片足だろうが到達するという話になるわけですよ。

(桑原委員)

様子というか、歩み寄りの方向が見えないというのであれば、やはり3日に行い、少しその方向性が見えれば有り難いところなのですが、そこはどうでしょう。

(部会長)

本日現在では、まだそこまでは。

(佐藤委員)

これから検討したいと思っています。

(部会長)

というふうな状況になります。

(桑原委員)

分かりました。使用者側のほうは何か。

(佐藤委員)

お任せします。

(桑原委員)

そうですか。では、3日に検討の結果をお互いにお話しさせていただければというところ
です。

(部会長)

労働者側からはご希望があると。使用者側はどうでしょうか、よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

結構です。

(部会長)

分かりました。

8月3日の9時半からということで、予備日をとっておりましたが、その日に今回の続きを行いたいと思います。

(室長)

3日に決まれば、それで5日に報告。

(永井委員)

3日で終わってしまえば、4日はお休み。

(部会長)

そうしましょう。では、次回は8月3日の9時半ということで、よろしいですね。

(室長)

今日、労使の方は皆さん3日の日は午前中、都合がいいというふうに事前に聞いておりますが、大丈夫ですか。

(大場委員)

大丈夫です。

(室長)

分かりました。

(基準部長)

場所はこちらでよろしいのですか。

(室長)

この場所です。

(永井委員)

3日は午前中ですよ。

(室長)

午後は誰か。午後にすればよかったかな。

(佐藤委員)

午後は他の予定があります。

(大場委員)

午後がだめという、終わりの時間ももう12時とか、そういうふうに。

(部会長)

3日は、そんなものでしょうね。

(室長)

もし資料などがあれば事前に。

(部会長)

ほかに何かございますでしょうか。

なければ、最後に本日の議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から桑原委員、使用者側から佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事を事務局へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

今ほど協議していただきましたが、次回の第3回専門部会は予備日として用意していた8月3日ということですのでよろしくお願いいたします。詳しい日程につきましては、またメールでご案内させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

本日の第2回専門部会は、これにて終了します。お疲れ様でした。